

道路法第22条(原因者施工)について

損傷した構造物が

- ・緊急に復旧を要するもの
- ・重要構造物
- ・自動車専用道路、高架道路、トンネル等で交通規制が困難な場所での工事

に該当しない場合で、かつ、

- ・原因者が希望し、また、復旧工事を確実にを行う能力を有している場合にのみ

道路法第22条による原因者施工を実施していただきます。

道路法第22条(原因者施工)を希望される場合は、出張所担当者までご連絡をお願いいたします。